

新公共調達制度の一部改定について

本年6月、建設工事や建設工事に係る委託業務における品質を確保するとともに、県内の建設業界等が健全に発展できるように、新公共調達制度を導入しました。

一方、その後の状況をみると採算が確保されていないと思われる過度の低入札が著しく増加している現状です。このような状況が続けば、工事の品質低下や事業者の経営状況が悪化することが懸念されます。

このため、県としても県議会や業界団体の要望も踏まえ、新公共調達制度の一部を改定することとしました。

なお、今後とも県民、事業者、業界団体のご意見を幅広くお聴きし、よりよい制度となるよう取り組んでいきます。

改定内容

(平成20年12月中旬公告分から実施)

【建設工事】

○最低制限価格の適用範囲の拡大

予定価格5千万円以上1億円未満の工事については、低入札防止の観点から低入札調査を実施しているが、低入札が多発し、これに伴う調査が事務的に過度な負担となっている。また、調査に多大な時間を要し、落札者決定に大きな遅れが生じている。このため、現行の予定価格5千万円未満の工事に適用している最低制限価格を、予定価格5千万円以上1億円未満の工事にも適用を拡大する。

○低入札調査の厳格化

予定価格1億円以上の工事については、従前から行っている低入札調査に加えて、見積額等の積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものかどうか調査する等、審査を一層厳格に行う。

○大規模工事の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、当面、予定価格1億円以上の工事について、予定価格を事後公表とする。

○民間工事实績の認定

公共機関の発注が少ない建築工事等について、民間工事の実績も認めることとする。ただし、実績の認定については、別途外部に委員会を設置し、審査することとする。

【建設工事に係る委託業務】

○最低制限価格の適用範囲の拡大

現在、予定価格1千万円未満の委託業務に設定している最低制限価格について、特に低入札が著しい予定価格1千万円以上3千万円未満の委託業務にも最低制限価格を設定する。

○大規模委託業務の予定価格の事後公表

予定価格の事前公表が適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因となっていることが懸念されることから、当面、予定価格3千万円以上の委託業務について、予定価格を事後公表とする。